会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第７８９号
令和４年７月２６日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

医療従事者等のワクチン４回目接種開始について（通知）

標記のことについて、県保健医療部長から別添のとおり通知がありました。

医療従事者等への４回目接種を７月２２日から開始する旨が厚生労働省から示されました。

接種には、接種券が必要ですが、事後処理でも構わないとのことです。

つきましては、貴会管下会員あてご周知下さるようお願い申し上げます。

※「接種券発行申請書」は該当市町村ごとに必要
（医療機関の証明書を添付とのこと）
※申請理由は、①を選択記入
※対象となる理由は③医療従事者等を選択記入

担　当：業務Ⅰ課　石田

春加八潮医師会 収受 4.7.26 第457号

保政第５８７－２号
令和４年７月２２日

一般社団法人　埼玉県医師会
　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　　山﨑　達也
（　公　印　省　略　）

医療従事者等のワクチン４回目接種開始について（通知）

日頃、本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、医療従事者等への４回目接種を７月２２日から開始する旨が厚生労働省から示されました。

新たな対象者の接種券の取扱いは、対象者の事前申請に基づいて接種券を発行する（手上げ方式とする）ことが基本となりますが、**医療機関や高齢者施設、障害者施設等の管理者などが対象者や接種履歴等の状況を適切に管理できる場合には、接種券到達前に接種券なしで４回目接種を実施し、事後に接種券発行や接種履歴登録などの事務処理を行っても差し支えありません。**

貴会におかれましては、接種を希望する新たな対象者の速やかな４回目接種の実施について御協力をお願いいするとともに、本件について貴会会員及び郡市医師会への周知につき特段の御配慮をお願いします。

なお、各市町村にも同内容を別添により通知しておりますので、併せて御確認ください。

担　当　埼玉県保健医療部ワクチン対策幹
　　市町村支援担当　西川
電　話　０４８－８３０－７５０７
メール　a7500-06@pref.saitama.lg.jp

写

保政第５８７－１号
令和４年７月２２日

各市町村保健衛生主管課長　様

埼玉県保健医療部ワクチン対策幹
（　公　印　省　略　）

医療従事者等のワクチン４回目接種開始について（通知）

このことについて、別添のとおり、医療従事者等への４回目接種を７月２２日から開始する旨が厚生労働省から示されました。

新たな対象者の接種券の取扱いは、対象者の事前申請に基づいて接種券を発行する（手上げ方式とする）ことが基本となりますが、**医療機関や高齢者施設、障害者施設等の管理者などが対象者や接種履歴等の状況を適切に管理できる場合には、接種券到達前に接種券なしで４回目接種を実施し、事後に接種券発行や接種履歴登録などの事務処理を行っても差し支えありません。**

各市町村におかれましては、管内の関係機関への周知やワクチン分配などに御配意いただき、接種を希望する医療従事者等への速やかな４回目接種の実施に御協力をお願いいたします。

担　当　埼玉県保健医療部ワクチン対策幹
　　市町村支援担当
電　話　０４８－８３０－７５０７
メール　a7500-06@pref.saitama.lg.jp

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）【４回目接種用（代理申請）】

注１：４回目接種は、３回目接種を受けてから５か月以上経過した方のうち、60 歳以上の方、基礎疾患がある 18～59 歳の方等が対象です。
注２：本様式は、施設や医療機関が被接種者の代理で接種券の申請を行い、当該施設や医療機関にその送付を求めるための様式です。
注３：市町村によっては、18 歳以上 60 歳未満の３回目接種完了者全員や障害者手帳の保持者等に接種券を送付するところがあります。そのような市町村の住民については、送付される接種券をご利用ください。

令和　　年　　月　　日

○○市町村長宛

代理申請を行う施設等の名称（ふりがな）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者　氏名（ふりがな）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　本申請書に、施設等の指定、許可、認可等を証する書類の写しを添付してください。

代理して申請を行う被接種者

氏名	住民票に記載の住所	生年月日	申請理由 （選択）	対象となる理由 （選択）※１	３回目接種 の日付※２

※１　対象となる理由が②の場合、合わせてＡからＰを選択し、記入すること。

※２　可能な限り記載。

申請理由：①18～59 歳だが、基礎疾患がある等の理由で、４回目接種を希望している

②接種券が届かない

③接種券の紛失･破損

④届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した

対象となる理由：

①60 歳以上である

②18 歳以上 60 歳未満であるが、A～N（※）に掲げる基礎疾患があり通院／入院しているか、OかPに該当する。

※　Nのうち精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院していない場合でも対象となります。

A 慢性の呼吸器の病気
B 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
C 慢性の腎臓病
D 慢性の肝臓病（肝硬変等）
E インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
F 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
G 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
H ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
I 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
J 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
K 染色体異常
L 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
M 睡眠時無呼吸症候群
N 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

O 18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である

P 18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

③18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等である

④18 歳以上 60 歳未満の高齢者施設等の従事者である

事　務　連　絡
令和４年７月２２日

各（都道府県／市町村／特別区）　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナワクチンの４回目接種の対象拡大について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和２年12月17日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき適切に御対応いただいているところです。

本日開催された第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）では、新型コロナワクチンの４回目接種について、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とする方針が取りまとめられました。

これを踏まえ、本日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和３年２月16日付け厚生労働省発健0216第１号厚生労働大臣通知）の一部を改正し、18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する４回目接種の実施を可能としています。

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する４回目接種が速やかかつ円滑に実施されるよう、実施に当たっての留意事項を下記のとおりお知らせいたしますので、各自治体におかれては、十分に御了知いただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

１．対象拡大の範囲について

今般の通知改正により、４回目接種の対象者として、18歳以上60歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」を規定したところであるが、分科会の議論を踏まえ、具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を対象とする。

対象者の把握に当たっては、初回接種や３回目接種において医療従事者等への接種を行った場合と同様、都道府県と市町村（特別区を含む。以下同じ。）で適宜連携しつつ対

応すること。

２．接種券の発行等について

接種券の発行に当たっては、「新型コロナワクチン追加接種（４回目接種）の体制確保について（その３）」（令和４年５月10日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「５月事務連絡」という。）で示した５つの方法を参考に対応することが考えられるが、これに加え、別添の参考様式を活用して、医療機関等ごとに対象者を取りまとめた上で、市町村への申請を行うこととする方法も考えられる。この点、各市町村においては、自市町村において取りまとめ申請の方法をとっていない場合であっても、他市町村に所在する医療機関等から別添の参考様式による申請があった場合には、柔軟に対応すること。

なお、やむを得ず接種券なしでの接種を実施する場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和３年 11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和４年１月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に沿って対応すること。

（参考）５月事務連絡で示した５つの方法

①対象者の申請により接種券を発行する方法
②接種会場において接種券を発行する方法
③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
④一部の４回目接種対象者となる可能性の高い者に接種券を送付する方法
⑤18 歳以上 60 歳未満の３回目接種完了者全員に接種券を送付する方法

３．ワクチンの供給について

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する４回目接種の実施に当たっては、基本的にはすでに配送しているファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンを使用することが考えられるが、「新型コロナワクチン追加接種（４回目接種）に使用する武田/モデルナ社ワクチンの追加配送等について」（令和４年７月15日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）で示したとおり、８月１日の週の後半及び８月８日の週の前半に武田/モデルナ社ワクチンを追加配送することも可能であるため、適宜活用を検討すること。

以上